

# 第1章

## 計画作成にあたって

## 第1節 計画作成の趣旨

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向け、国際社会における取組と連動しながら様々な取組が進められてきました。平成11年「男女共同参画社会基本法」施行から10年が過ぎ、あらゆる分野での女性の進出が進んできました。しかし我が国の政策・方針決定過程への女性の参画状況は他の先進国と比較してまだまだ不十分です。

政府は、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の低迷、貧困格差の拡大など社会情勢の変化に伴う課題を解決するためにも男女共同参画社会の実現に向けて、平成22年12月17日「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

桐生市においても平成12年に男女平等を進める桐生市行動計画「桐生ジェンダー・フリープラン21」を作成し、行政の体系的な整備と各種施策に取組ました。平成18年には計画の見直しを図り、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、「桐生市男女共同参画計画」を作成し、計画に基づいた事業の進行管理、あらゆる分野での男女共同参画社会形成に向けた取組を推進してきました。しかし、人口の減少、少子高齢化、雇用問題と、桐生市においても切実な問題が浮き彫りになっています。

「桐生市男女共同参画計画(平成23年度～平成27年度版)」を作成するにあたり、男女共同参画の現状と市民意識を把握し基礎資料とするため、平成21年に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その結果、男女共同参画社会の実現を目指すには、人権を尊重し男女共同参画の視点に立った意識改革、女性が働き続けるための様々な支援の充実、様々な世代が地域や社会活動に参画し、誰もが自立して生活できるよう行政と市民との連携による活力あるまちづくりが重要であることを、再確認しました。

ここに、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる、男女共同参画社会の実現を目指して、「桐生市男女共同参画計画(平成23年度～平成27年度版)」を作成いたします。

## 第2節 計画の役割・位置付け・期間

### 1. 計画の役割

これまで、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女平等の意識づくり」「あらゆる分野での共同参画」「自立を支える参画社会づくり」の3つの目標を掲げ、11の課題の実現に向けた事業に取り組んできました。しかし、地域社会においてまだまだ男女共同参画が進んでいないのが現状です。この計画は、社会経済・情勢の変化に伴う課題に向けて施策を見直し、男女共同参画社会の実現を目指して、改めて3つの基本目標を掲げ、目標達成への施策事業を遂行するものです。

### 2. 計画の位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第2章・男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策、第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。(資料編参照)
- ・「桐生市新生総合計画」を上位計画として、計画推進のために男女共同参画社会の実現を図るものです。
- ・平成18年作成の「桐生市男女共同参画計画」を承継するものです。
- ・「第3次男女共同参画基本計画」(内閣府)と整合性を図っています。
- ・市民意識調査結果を基礎資料として作成しています。(第3章 桐生市の現状)
- ・桐生市男女共同参画推進協議会・桐生市男女共同参画庁内推進会議における計画作成のための検討会議の意見を反映しています。
- ・各施策事業については、関係各課と連携を図るものです。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、社会経済・情勢の変化や、法律制定・改正などの変革が予想されることから、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とします。